

早稲田大学 大学院法学研究科
2022年度 修士課程入学試験問題(国内受験)
【専修科目】

公法学専攻

憲法

次の2問のうち、1問を選択して解答しなさい。

- (1) 「日本の違憲審査制は付随的審査制とであると理解されているところ、住民訴訟は法律上の争訟に該当しないので、住民訴訟において裁判所は違憲判決を出すことはできない」。この意見の当否を検討しなさい。
- (2) 国民による芸術活動と公金の支出や公共施設の使用との関係について、憲法による人権保障の観点に基づき、具体的事例や想定されうる場合を挙げながら論じなさい。

以上

答案の書き方(横書) 縦書)

六法全書の使用を(認める) 認めない)